

鳥取県告示第587号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
あしかわ合同会社	鳥取市吉方温泉二丁目630	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉二丁目630	居宅介護、重度訪問介護	平成22年10月1日
株式会社ウエルベェン	鳥取市卯垣四丁目222	デイサービス家族	鳥取市雲山612	児童デイサービス	〃